

技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢・人数・平均給与月額等及び民間従業員のデータ

区分	九十九里町				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	12	52.8	242,900	259,700			
調理員	4	53.3	219,300	229,300	調理員	43.1	282,300
用務員	5	54.1	229,000	235,400	用務員	53.9	227,200
自動車運転手	3	48.7	297,600	340,700	自家用自動車運転手	48.1	331,300

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの平均年齢別職員数

区分	29歳未満	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	計
全体		1			1	3	7		12
調理員						3	1		4
用務員					1		4		5
自動車運転手		1					2		3

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)(三)を適用している。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当の支給をしている。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を基準日として、職員の勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合には2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

定員適正化計画に基づき計画的に職員数の削減を図るとともに、技能労務職については平成13年度から退職者不補充としており、今後は業務の民間委託等を推し進めていく計画である。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表について

技能労務職の給料については行政職給料表(一)(二)を適用しており、民間給料と比較しても高い状況ではない。平成17年度国の改正に併せ実施したところであり、町独自の改正は考えていない。

(2) 手当について

平成18年度に特殊勤務手当の見直しを行い、不適切なものは一切ない。また、その手当については、国に準拠した取り扱いをしている。

(3) 昇給について

町一般職職員同様の取り扱いである。

(4) 職員数について

平成17年度学校給食センター調理業務を民間委託したところであるが、今後も事務事業のあり方について検証を実施し、業務の民間委託を推し進めていく計画である。職員が不足する業務については、非常勤職員の雇用で対応を図っていく。